

農林水産省

01. 食のモデル地域育成事業
02. 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
03. 6次産業化支援事業
04. 6次産業化ネットワーク活動交付金
05. 強い農業づくり交付金
06. 産地活性化総合対策事業
07. エコフィールド緊急増産対策事業
08. 環境保全型農業直接支援対策
09. 鳥獣被害防止総合対策交付金
10. 経営所得安定対策
 - ・畑作物の直接支払交付金
 - ・水田活用の直接支払交付金
 - ・米の直接支払交付金
 - ・米価変動補填交付金
 - ・水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）
 - ・加算措置（再生利用交付金）
11. 経営体育成支援事業

12. 担い手への農地集積推進事業
 - (1) 農地集積協力金
 - (2) 規模拡大交付金
13. 人・農地問題解決推進事業
14. 新規就農・経営継承総合支援事業
15. 中山間地域等直接支払交付金
16. 振興山村における税制の特例
17. 山村振興法に基づく地方交付税の不均一課税に伴う減収補填
18. 中山間地域活性化資金
19. 振興山村・過疎地域経営改善資金
20. 都市農村共生・対流総合対策交付金
21. 農業水利施設保全合理化事業
22. 農地・水保全管理支払交付金
23. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
24. 農業競争力強化基盤整備事業
25. 海岸事業
26. 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業
27. 農山漁村地域整備交付金
28. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

29. 農山漁村再生可能エネルギー導入事業
(小水力等再生可能エネルギー導入推進事業)
30. 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業
31. 地域における産学連携支援事業
32. 地域資源を活用した再生可能エネルギーの生産・利用のための
プロジェクト
33. 「緑の新規就業」総合支援事業
34. 地域材供給倍増事業
35. 森林吸収源対策の着実な推進（森林整備事業・治山事業）
36. 森林・林業再生基盤づくり交付金
37. 水産業強化対策事業（強い水産業づくり交付金）
38. 離島漁業再生支援交付金
39. 産地水産業強化支援事業
40. 漁業収入安定対策事業
41. 廃船FRP漁船の魚礁等への活用実証事業
42. 新規就業者総合支援事業
43. 漁港のエコ化推進事業

農林水産省 1

施策名	食のモデル地域育成事業	予算額(百万円)	4,000の内数
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るため、「食のモデル地域構築計画」を策定した地域に対し、商品開発、販路開拓、人材育成等の取組を支援		
対象者	都道府県又は市町村、農林漁業者、食品関連事業者等から構成される組織（「食のモデル地域実行協議会」）		
対象事業	<p>食のモデル地域における以下の取組を支援</p> <p>1 総合型 地域における国産農林水産物の消費拡大のため、地域食材の利用拡大の取組に対し支援。</p> <p>① 地域食材の地産地消・旬産旬消拡大に関する取組 ② 食を通じた地域コミュニティ維持への取組 ③ 観光者への地域食材の提供拡大に関する取組 ④ 食と医療、介護に関する取組 ⑤ ジビエを有効活用した取組 等</p> <p>2 产品中心型 特定の産品を中心とした地域食材の利用拡大の取組に対し支援。</p> <p>① 米、麦、大豆、米粉に係る取組 ② 食肉、牛乳・乳製品等畜産物に係る取組 ③ 青果物、地域作物、伝統作物、有機農産物に係る取組 ④ 特用林産物（乾しいたけ等）に係る取組 ⑤ 水産物に係る取組</p>		
支援内容	補助率は、定額（1事業実施主体当たり、上限1,000万円）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載 ・ 申請者は、「食のモデル地域構築計画」と課題提案書を作成し本省に提出 ・ 農林水産省本省において、「食のモデル地域構築計画選定委員会」を開催してモデル地域を選定し、農林水産大臣が認定 ・ 認定をうけたモデル地域の課題提案書について、農林水産省本省において、第三者による選定審査委員会を開催して候補者を選定 ・ 選定された候補者は、農林水産省本省から事業実施計画の承認を受けた後、補助金の交付決定を受けて事業に着手 		
備考	—		
連絡先	<p>農林水産省 TEL : 03-3502-8267</p> <p>食料産業局食品小売サービス課 FAX : 03-3502-0614</p> <p>外食産業室 URL :</p>		

農林水産省 2

施策名	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	予算額(百万円)	361
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	農山漁村に豊富に存在する農林水産物や自然エネルギー等の資源を活用した農林漁業者と異業種との連携による市場ニーズに即した新商品等を創出。これにより、平成32年度までに6次産業化の市場規模を10兆円とする目標実現に貢献し、農林漁業者の所得を増大させ、地域社会の活性化を実現する。		
対象者	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、独立行政法人、技術研究組合及び事業化共同体（コンソーシアム）等		
対象事業	<p>1. 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業</p> <p>(1) 事業化可能性調査 農林漁業者と異業種との連携により、市場ニーズに即した新商品等を創出するための事業化課題等について調査・検討する事業化可能性調査を支援する。</p> <p>(2) 新技術等の実用化実証 農林漁業者と異業種との連携により、市場ニーズに即し、事業化が見込まれる新商品等の実用化に向けた新技術等の実証を支援する。</p> <p>2. 新事業創出に必要な革新的技術の導入支援</p> <p>(1) 農作物の機能性成分等を活用した新食品・新素材の商品化プランの策定等を支援する。</p> <p>(2) AI(アグリインフォマティクス)システムの実用化技術実証を支援する。</p>		
支援内容	<p>1. (1)の事業 定額</p> <p>1. (2)の事業 2/3, 1/2</p> <p>2. (1)の事業 定額、1/2</p> <p>2. (2)の事業 定額</p>		
変更のポイント	農林漁業者が行う革新的技術を活用した新事業の創出に向けた事業化可能性調査の実施等に対する支援を農林漁業者と異業種との連携による市場ニーズに即した新商品開発等の取組支援に変更。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、原則として以下のとおり。</p> <p>① 事業実施希望者は、申請書類を作成し公募期間中に農林水産本省に提出。</p> <p>② 農林水産省は、選定審査委員会を開催して申請書類の内容を審査し補助金交付候補者を決定し、申請者に通知。</p> <p>③ 農林水産省は、補助金交付候補者から補助金交付申請書及び事業実施計画書の提出を受け内容を審査した後、補助金交付候補者に対し補助金交付決定通知及び事業計画承認通知を发出。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 食料産業局新事業創出課	TEL : 03-6738-6317 FAX : 03-3502-5301 URL : http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kankvo/seisaku/s_midorimizu/midorimizu.html	

農林水産省 3

施策名	6次産業化支援事業	予算額(百万円)	1,443
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	6次産業化に取り組む農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓等、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p>① 6次産業化に取り組む農林漁業者等が行う新商品開発、販路開拓等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農林漁業者等による計画づくりや新商品開発や販路開拓、農林漁業者等を対象とした技術研修、異業種との交流会の開催などの取組を支援 ・中央6次産業化サポートセンターを設置し、人材の育成、経営の発展段階に即した個別相談等を支援。また、商談会・フェアの開催支援や情報提供等を行うとともに、県域を超える広域ネットワークを構築して取り組む新商品開発・販路開拓等について支援 <p>② 6次産業化の取組に必要な加工・販売施設の整備等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者団体が、六次産業化・地産地消法に基づく認定を受けた総合化事業計画に従って実施する農林水産物等の加工・流通・販売施設等の整備を支援 ・農林漁業者団体等又は食品産業事業者が、農工商等連携促進法に基づく認定を受けた農工商等連携事業計画に従って実施する、新商品の生産を行うための取組に必要な、農林水産物等の加工・流通・販売施設等の整備を支援 		
支援内容	<p>①について： 補助率は、定額、1/2、2/3</p> <p>②について： 補助率は、1/2</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載 ・申請者は、申請書を地方農政局等を通じて本省に提出(一部事業については、農林水産省本省へ直接提出) ・農林水産省本省において、第三者による選定審査委員会を開催して候補者を選定 ・選定された候補者は、地方農政局等から事業実施計画の承認を受けた後、補助金の交付決定を受けて事業に着手(一部事業については、農林水産省本省が事業実施計画の承認、交付決定を実施) 		
備考	—		
連絡先	農林水産省 食料産業局産業連携課	TEL : 03-6744-2063 FAX : 03-6738-6475 URL : http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html	

農林水産省 4

施策名	6次産業化ネットワーク活動交付金	予算額(百万円)	2,172
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	地域における農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者とのネットワーク構築を通じた6次産業化の取組を支援するため、国が都道府県に対して交付金を交付。		
対象者	交付先：都道府県 事業実施主体：地方公共団体、民間団体等		
対象事業	<p>① 6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発、販路開拓等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な事業者とのネットワークを構築するための推進会議の開催 ・プロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成 ・多様な事業者と連携して行う新商品開発や販路開拓 ・6次産業化をサポートする人材の育成及び農林漁業者等に対する個別相談の実施等 <p>② 6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設の整備等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な事業者と連携した農林漁業者団体が、六次産業化・地産地消法に基づく認定を受けた総合化事業計画に従って実施する農林水産物等の加工・流通・販売施設等の整備を支援 ・多様な事業者と連携した農林漁業者団体等又は中小企業者が、農商工等連携促進法に基づく認定を受けた農商工等連携事業計画に従って実施する、新商品の生産を行うための取組に必要となる、農林水産物等の加工・流通・販売施設等の整備を支援 		
支援内容	<p>①について： 補助率は、定額、1/2、2/3</p> <p>②について： 補助率は、1/2</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①事業要望者は、事業計画を作成の上、都道府県に提出</p> <p>②都道府県は、各事業要望者の要望を取りまとめの上、自ら実施する計画を加えて都道府県全体の計画を策定し、国(地方農政局等)に提出</p> <p>③国は、予算額の範囲内で、その事業計画の内容等を踏まえて、都道府県ごとの配分額を決定</p> <p>④国は、都道府県に対して交付金を一括配分</p> <p>⑤都道府県の裁量により、事業実施者を採択</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 食料産業局産業連携課	TEL：03-6744-2063 FAX：03-6738-6475 URL： http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html	

農林水産省 5

施策名	強い農業づくり交付金	予算額(百万円)	24,422
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等			
概要	国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等について、国が都道府県に対して交付金を交付。		
対象者	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等（都道府県経由）		
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保 産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備、畜舎等の経営資源の有効活用等。 2. 安全で効率的な流通システムの確立への取組 中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等。 		
支援内容	事業費の1/2以内等を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> ① 要望地区は、達成すべき成果目標基準を2つまで選定した事業計画を都道府県に提出。 ② 都道府県は、各地区の事業実施要望をとりまとめ、都道府県計画の策定、成果目標の妥当性についての審査等を行い、要望の成果目標の高さに応じてポイント化し、国（農政局等）に提出。（4月末）。 ③ 国は、予算額の範囲内で、要望地区の成果目標のポイントが高い順に、その国費要望額を踏まえて、都道府県ごとの配分額を算定。 ④ 国は、都道府県に対して一括して配分。 ⑤ 都道府県は自らの裁量により、事業実施地区を採択。 		
備考	—		
連絡先	農林水産省生産局 総務課生産推進室	TEL 03-3502-5945 FA 03-3502-8518 URL http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/	

農林水産省 6

施策名	産地活性化総合対策事業	予算額(百万円)	2,271
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	産地の収益力の向上に向けた取組や食料自給率目標の達成に向けた大豆・麦・飼料用米等の生産拡大、農作業安全対策の取組に対する補助。		
対象者	協議会、民間団体等		
対象事業	<p>以下の取組に対して支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産地の収益力を向上させるため、産地の関係者が組織する協議会により策定されたプログラム等に基づいて行われる、生産技術力の強化、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、サプライチェーンの構築、地域バイオマスの利活用、乳業の再編、食肉等流通の合理化、経営資源の有効活用、養蜂等振興の取組。 ○ 国産粗飼料の生産性を向上させるための飼料生産拠点の育成や放牧の拡大等の取組。 ○ 生産拡大に必要な農地の高度利用に資する農地の高度利用に資する作付体系への転換や生産コスト低減を図るための取組。 ○ 産地同士が連携して行う需要拡大に向けた生産・加工技術の改善や技術実証等の取組。 ○ 地域における農作業安全活動を自立的かつ継続的に実施できる体制整備に向けた取組。 		
支援内容	取組に応じて事業費の1/2以内等を補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業実施主体は、当該事業の成果目標を設定した上で事業実施計画を作成し農林水産省へ申請。 ② 農林水産省において、成果目標の妥当性についての審査を行い、計画を承認。 ③ 農林水産省は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、事業実施主体を補助。 		
備考	—		
連絡先	農林水産省生産局 総務課生産推進室	TEL : 03-3502-5945 FAX : 03-3502-8518 URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/	

農林水産省 7

施策名	エコフィード緊急増産対策事業	予算額(百万円)	57
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	食料・農業・農村基本計画		
概要	TMRセンター等の飼料化業者が食品残さ等の利用を拡大する取組や、地域の未利用資源の飼料化のための実証試験等の取組に対し支援。		
対象者	地域の食品産業、畜産農家等とが連携して設立した民間団体等		
対象事業	<p>1 地域資源活用型エコフィード増産推進事業 地域で発生する食品残さの収集や飼料作物の生産により混合飼料を増産する事業</p> <p>2 地域未活用資源飼料化確立支援事業のうち飼料化実証試験事業 地域未活用資源の飼料化を推進するため、利活用の検討及び飼料化の実証試験を実施する事業</p>		
支援内容	<p>1の事業 ・食品残さの利用拡大量に応じ支援【大家畜：100トン/年拡大で145万円以内等】 ・食品残さを飼料利用するために必要な機器の導入【リース経費の1/2（最大3年間）】</p> <p>2の事業 【定額】</p>		
変更のポイント	支援内容の変更（マッチングシステム構築事業は、民間の取組が軌道に乗ったため、支援を終了）		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は以下のとおり</p> <p>① 食品産業及び畜産農家等が民間団体を組織し、事業実施計画を作成。 ② 農林水産省が事業実施計画を承認。 ③ 民間団体が補助金交付申請書を作成。 ④ 農林水産省が交付決定を通知。これにより、民間団体が事業を開始。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 生産局畜産部畜産振興課 飼料需給対策室	TEL 03-3591-6745 FA) 03-3502-8294	

農林水産省 8

施策名	環境保全型農業直接支援対策	予算額(百万円)	2,644
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	食料・農業・農村基本計画3-2-(8)		
概要	<p>農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援等を実施。</p>		
対象者	農業者、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ		
対象事業	<p>農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い以下の営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援を実施。</p> <p>① カバークロップ ② 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 ③ 有機農業 ④ その他都道府県知事が特に必要と認める取組（地域特認取組）</p>		
支援内容	<p>○共通取組（上記支援の対象となる営農活動のうち①～③の取組） 上記①の取組の支援単価：8,000円/10a 上記②の取組の支援単価：4,400円/10a 上記③の取組の支援単価：8,000円/10a（うちそば等雑穀、飼料作物は3,000円/10a） ○地域特認取組 支援単価：8,000円/10a以内で取組毎に設定。 （上記の支援単価は、国、地方公共団体の負担割合1：1を前提として設定しており、国は、地方公共団体による同額の負担が行われた取組に対して交付金を交付）</p>		
変更のポイント	<p>○全国的な広がりを持った営農活動として取り組まれるよう、新たに炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用の取組を全国共通取組に位置づけるとともに、地域の実情に応じた取組を推進。 ○営農活動の実施に伴う追加的コストを精査の上、一部取組の支援単価を見直し。</p>		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ① 農業者等は、交付申請書及び実施計画書を市町村に提出（7月1日まで）。 ② 農業者等は、取組終了後速やかに、生産記録等を添付した実施状況報告書を市町村に提出（遅くとも2月下旬まで）。 ③ 都道府県等による実施確認後、国から農業者等に対して交付金を交付。</p>		
備考	-		
連絡先	農林水産省 生産局 農産部農業環境対策課	TEL：03-6744-0499 FAX：03-3502-0869 URL： http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html	

農林水産省 9

施策名	鳥獣被害防止総合対策交付金	予算額(百万円)	9,500
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	鳥獣被害防止特措法第8条		
概要	鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づき行う、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援するため、必要経費を国が都道府県に対して交付		
対象者	交付先：都道府県、県域を越える広域協議会 ※都道府県からの交付先は、地域協議会等		
対象事業	<事業内容> 1. 推進事業 ○ 地域ぐるみの被害防止活動 発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、鳥獣の捕獲・追い払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等 ○ 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動 2. 整備事業 ○ 侵入防止柵等の被害防止施設の整備 ○ 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備 ○ 捕獲鳥獣の焼却施設の整備 <事業実施主体> 推進事業は地域協議会等、整備事業は地域協議会又は地域協議会の構成員である市町村、農業団体等		
支援内容	1. 推進事業 1 / 2 以内等 ※鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組は、定額（市町村当たり200万円以内。ただし、複数の市町村で構成する協議会が行う場合は市町村当たり220万円以内）。都道府県が実施する取組は定額。 2. 整備事業 1 / 2 以内（条件不利地域は55/100以内、沖縄は2 / 3 以内） ※侵入防止柵の自力施工を行う場合、資材費への定額補助が可能		
変更のポイント	○ 推進事業において、市町村の広域連携の促進や、鳥獣被害対策実施隊の担い手確保等の観点から、都道府県が市町村と連携して行う活動への支援メニューを新設 ○ 両事業において、より効果的な総合対策の取組を推進するため、「被害防除」、「個体数調整」、「生息環境整備」の複数の対策を実施する地域を事業対象とする		
支援手続スケジュール(予定でも可)	交付を受ける手順は、以下のとおり ① 農林水産省は、事前の調査結果をもとに都道府県に対し、交付金を配分 ② 都道府県は、自らの判断により地域協議会等を採択するとともに、交付金を交付 ※県域を越える広域協議会の場合は、農林水産省から広域協議会に対し、交付金を交付		
備考	—		
連絡先	農林水産省 生産局農産部 農業環境対策課 鳥獣災害対策室	TEL : 03-3591-4958 FAX : 03-6744-2523 URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozvu/higai/index.html	

農林水産省 10

施策名	<p>経営所得安定対策</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畑作物の直接支払交付金 ・ 水田活用の直接支払交付金 ・ 米の直接支払交付金 ・ 米価変動補填交付金 ・ 水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策） ・ 加算措置（再生利用交付金） </div>	<p>予算額(百万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑作物の直接支払交付金(212,319) ・ 水田活用の直接支払交付金(251,714) ・ 米の直接支払交付金(161,250) ・ 米価変動補填交付金(8,400) ・ 水田・畑作経営所得安定対策(72,443) (収入減少影響緩和対策) ・ 加算措置（再生利用交付金）(2,000)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	<p>経営所得安定対策実施要綱</p> <p>【水田・畑作経営所得安定対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 ・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令 ・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則 ・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第2項の金額の算定に関する省令 ・ 水田・畑作経営所得安定対策実施要領 		
概要	<p>販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促すために、国から農業者へ交付金を直接交付。</p>		
対象者	<p>【畑作物の直接支払交付金】 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」</p> <p>【水田活用の直接支払交付金】 水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を販売目的で生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」</p> <p>【米の直接支払交付金】 米の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する「販売農家」又は「集落営農」</p> <p>【米価変動補填交付金】 24年度に米の所得補償交付金の交付を受けた「販売農家」又は「集落営農」</p> <p>【水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）】 一定の経営規模（面積又は所得）を有する「認定農業者」又は「一定の要件を満たす集落営農」（経営規模の要件については、地域の実態に即した様々な特例・特認も準備）。</p> <p>【加算措置（再生利用交付金）】 「耕作放棄地の再生利用計画」に掲載された農業者のうち、畑作物の直接支払交付金の交付申請者であって、対象となる農地に麦、大豆、そば、なたねを作付けた「販売農家」又は「集落営農」</p>		

対象事業

【畑作物の直接支払交付金】

対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）ごとの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。
支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付。

【水田活用の直接支払交付金】

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等を生産する場合に、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付。また、以下の助成等を実施。

・二毛作助成

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成。

・耕畜連携助成

耗畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を行う農業者に対して助成。

・産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦、大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援。

この資金の活用にあたっては、都道府県の判断で畑地で生産される畑作物の直接支払交付金の対象作物及び休閑緑肥を対象とすることも可能。

【米の直接支払交付金】

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。

【米価変動補填交付金】

当年産米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額に相当する交付金を面積当たりで直接交付。

【水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填。

【加算措置（再生利用交付金）】

市町村・農業委員会により耕作放棄地と整理された農地のうち畑の耕作放棄地及び市町村が認定した「調整水田等の不作付地の改善計画」において、本人に作付けの意思がない農地のうち畑転換するものについて、最長5年間交付金を直接交付。

【畑作物の直接支払交付金】

① 数量払

対象作物の当年産の出荷・販売数量に応じて交付金を交付。

<交付単価>

小麦：6,450円～4,580円／60kg、二条大麦：5,390円～3,930円／50kg、
六条大麦：5,880円～4,260円／50kg、はだか麦：7,890円～5,590円／60kg、
大豆：12,170円～10,120円／60kg、てん菜：6,410円程度／t、
でん粉原料用ばれいしょ：11,600円程度／t、そば：16,870円～12,150円／45kg、
なたね：8,680円～7,940円／60kg

② 面積払（営農継続支払）

対象作物の前年産の生産実績に応じて交付金を交付。

<交付単価>

20,000円／10a（畑作物共通）

【水田活用の直接支払交付金】

①戦略作物助成

主食用米を作付けしない水田における以下の対象作物の作付面積に応じて交付金を交付。

<交付単価>

- ・麦、大豆、飼料作物：35,000円／10a
- ・米粉用米、飼料用米、WCS用稲：80,000円／10a
- ・そば、なたね、加工用米：20,000円／10a

②二毛作助成

水田における「主食用米と戦略作物助成の対象作物」又は「戦略作物助成の対象作物同士」の組み合わせによる二毛作の戦略作物助成の対象作物の作付面積に応じて交付金を交付。

<交付単価>

15,000円／10a

③耕畜連携助成

耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）面積に応じて、交付金を交付。

<交付単価>

13,000円／10a

④産地資金

地域の実情に即して、①水田における麦・大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産等を支援。交付対象作物・交付単価は都道府県（又は地域）において設定。

【米の直接支払交付金】

主食用米の作付面積（一律10a控除）に応じて交付金を交付。

<交付単価>

15,000円／10a

【米価変動補填交付金】

米の所得補償交付金の交付対象者に対し、前年度に交付を受けた同交付金の交付対象面積で交付金を交付。

<交付単価>

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を基に算定された10a当たりの交付単価（全国一律）。

【水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填。

【加算措置（再生利用交付金）】

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、最長5年間交付金を交付。

<交付単価>

平地：20,000円／10a

条件不利地：30,000円／10a

支援内容

<p>変更の ポイント</p>	<p>—</p>
<p>支援手続 スケジュール (予定でも可)</p>	<p>【畑作物の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金、米の直接支払交付金、加算措置（再生利用交付金）】 ①農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出（平成25年度については、申請期限は7月1日まで）。 ②国は交付申請書及び関係書類の内容を審査、交付金額を算定し、交付金を農業者の方が指定した口座に振り込み。</p> <p>【米価変動補填交付金】 24年度に米の所得補償交付金の交付を受けた農業者の方が、そのまま米価変動補填交付金の交付対象者となるため、改めて交付申請を行う必要はない。</p> <p>（注）交付金は、交付に必要となる予算の成立及び交付単価決定の後（生産年の翌年度の5～6月頃）に支払い。</p> <p>【水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）】 ①農業者の方は、加入申請・積立申出書を作成し、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出（平成25年度については、申請期限は7月1日まで）。 ②国は、加入申請・積立申出書の内容を確認し、対策加入者が当年において積立金として積み立てる額を算出し、納付先口座と合わせて、当該対策加入者に対して通知。 ③通知を受けた対策加入者は、その通知された当年積立額のいずれか（10%又は20%の減収に対応した積立金）を選択し、その額を当年の7月31日までに、その通知された納付先口座に納付。 ④農業者の方は、収入減少影響緩和対策の交付を受ける場合、翌年の4月1日から4月30日までの間に、交付申請書に確認書類を添付して、地域センター長等に提出。 ⑤国は、交付申請書及び確認書類等を審査、交付金額を算定し、交付金を農業者の方が指定した口座に振り込み。</p> <p>（注）交付金は、交付に必要となる予算の成立及び当年産収入額等の告示の後（生産年の翌年度の5～6月頃）に支払い。</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>
<p>連絡先</p>	<p>農林水産省 経営局経営政策課経営安定対策室 TEL：03-3502-5601 FAX：03-3502-6007 生産局穀物課 TEL：03-3597-0191 FAX：03-6744-2523 URL：http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html</p>

農林水産省 1 1

施策名	経営体育成支援事業	予算額(百万円)	4,663
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	適切な人・農地プランを策定した地域の中心経営体等が農業用機械等の導入を通じて経営改善に向けた取組を行う場合の経費を支援		
対象者	交付先(事業実施主体)：市町村 ※都道府県及び市町村から中心経営体に対して助成金を交付		
対象事業	<p>1 融資主体補助型</p> <p>(1) 融資主体型補助事業 中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援。</p> <p>(2) 追加的信用供与補助事業 融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証(経営体の信用保証)の拡大を支援。</p> <p>2 条件不利地域補助型 経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援。</p>		
支援内容	<p>1 融資主体補助型</p> <p>(1) 融資主体型補助事業 補助率：融資残額(3/10上限)</p> <p>(2) 追加的信用供与補助事業 補助率：定額</p> <p>2 条件不利地域補助型 補助率：1/2以内(4,000万円上限)</p>		
変更のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業から都道府県及び市町村を経由した間接補助に変更。 ・新規就農者補助事業及び集落営農補助事業を融資主体型補助事業に統合。 ・人・農地プランとの連携の強化。 		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①地方農政局長等は、都道府県を通じ本事業の実施に当たっての要望調査を実施。</p> <p>②地方農政局長等は、本要望調査の結果を取りまとめ、都道府県への配分額を決定。</p> <p>③都道府県は、自らの裁量により②の配分額をもとに市町村への配分額を決定。</p> <p>④市町村は、③の配分額の範囲内で中心経営体等の整備計画等を取りまとめた経営体育成支援計画を作成し、都道府県に承認申請。</p> <p>⑤都道府県は、④により提出された支援計画の承認にあたり、地方農政局長等に対し、成果目標の妥当性等の協議。</p> <p>⑥地方農政局長等は、⑤により提出された支援計画の成果目標等について確認の上、都道府県に対してその妥当性について回答。</p> <p>⑦都道府県は、⑥の地方農政局長等からの回答を踏まえ、支援計画を承認。</p> <p>⑧都道府県は、市町村からの補助金交付申請を取りまとめ、地方農政局長等に対し補助金交付申請し、地方農政局長は交付決定。</p> <p>⑨中心経営体等は、交付決定を踏まえ、承認された支援計画に基づき農業用機械等を導入。</p> <p>⑩都道府県は、⑨により導入された内容をもとに地方農政局長等に補助金の交付を申請し、交付された補助金を市町村から中心経営体等に交付。</p> <p>⑪都道府県は、市町村からの事業完了の報告を取りまとめ、地方農政局長等に対し額の確定。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>農林水産省経営局 TEL : 03-6744-2148</p> <p>就農・女性課経営体育成支援 FAX : 03-3593-2612</p> <p>URL : http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/k_keiei_sien.html</p>		

農林水産省 1 2

施策名	担い手への農地集積推進事業 (1) 農地集積協力金 (2) 規模拡大交付金	予算額(百万円)	16,500
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	担い手への農地集積推進事業実施要綱		
概要	今後5年間に高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれていることを踏まえ、地域での話し合いを通じた合意形成等により、認定農業者等の地域の中心となる経営体(中心経営体)への農地の利用集積を促進することを通じ、「平成の農地改革」を強力に推進し、持続可能な力強い農業構造を目指します。		
対象者	(1) 販売農家等 (2) 経営所得安定対策の加入者等		
対象事業	(1) 土地利用型農業からの経営転換、相続、高齢によるリタイア等を契機として(解消される見込みのない遊休農地を保有している者を除く)、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて、中心経営体に農地が集積されることが確実に見込まれる場合や、中心経営体の農地を連坦化させようとする場合に、市町村等がそれに協力する者に対して農地集積協力金を支払います。 (2) 農地の受け手が、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて、面的集積(連坦化)するために利用権を取得した農地の面積に応じて交付金を支払います。		
支援内容	(1) の内、経営転換協力金 市町村等は以下の金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付 ○ 0.5ha以下: 30万円/戸 ○ 0.5ha超2.0ha以下: 50万円/戸 ○ 2.0ha超: 70万円/戸 (1) の内、分散錯圃解消協力金 市町村等は以下の金額の範囲内で単価を決定し、協力者に交付 ○ 5,000円/10a (2) 農地の受け手に対し、以下の単価で交付金を交付 ○ 20,000円/10a		
変更のポイント	(1) 農地集積協力金 ① 支援対象を全ての販売農家に拡大 ② 農業部門の減少により経営転換する農業者を対象に追加 (2) 規模拡大交付金 農地保有合理化法人を通じて行った利用権設定を対象に追加		
支援手続スケジュール(予定でも可)	(1) 農地集積協力金 ① 人・農地プランが作成された地域において、協力者が交付申請書に必要書類を添付して市町村等に提出(平成25年3月10日まで) ② 市町村等は、交付対象者に対して協力金を交付 (2) 規模拡大交付金 ① 農業者は、規模拡大交付金の交付申請書に必要書類を添付して地域農業再生協議会に提出(申請期限は平成25年2月28日まで) ② 地域農業再生協議会は、交付対象要件の確認を行い、農用地利用集積計画を添付して国に提出(提出は年3回平成25年9月5日、12月5日、平成26年3月5日まで) ③ 国は、交付申請者に交付金を交付		
備考	—		
連絡先	農林水産省 経営局農地政策課	TEL 03-6744-2151 FAX 03-3592-6248 URL http://www.maff.go.jp/test/keiei/koukai/syuuseki.html	

農林水産省 13

施策名	人・農地問題解決推進事業	予算額(百万円)	1,109
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等			
概要	<p>市町村等が、集落・地域レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した「人・農地プラン」を作成するための取組等に対して支援。</p> <p>また、適切な「人・農地プラン」の作成・実行に向け、地域内の合意形成を効率的・効果的に進められるよう、市町村段階の地域農業支援組織の連携・分担による推進体制を強化。</p>		
対象者	交付先： 市町村、都道府県		
対象事業	<p>【人・農地プラン作成活動】 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いにより、 ①今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか、 ②中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、 ③中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方 等を記載した「人・農地プラン」を作成するための市町村等の取組を支援。</p> <p>【地域農業支援組織連携強化支援】 適切な人・農地プランの作成・実行に向け、地域内の合意形成を効率的・効果的に進められるよう、市町村段階の地域農業支援組織の連携・役割分担を明確にすることを前提として、地域連携推進員の設置等の取組を支援。</p>		
支援内容	<p>【人・農地プラン作成活動】 市町村等が人・農地プランの作成の際に要する経費について、定額を交付。</p> <p>【地域農業支援組織連携強化事業】 人・農地プランの作成・実行を的確に進めるため、市町村が地域に精通した人物の設置及び派遣活動を実施するのに要する経費等について、定額を交付。</p>		
変更のポイント	平成25年度から、地域農業支援組織連携強化支援を追加		
支援手続スケジュール (予定でも可)	事業実施計画の承認申請（市町村→都道府県→地方農政局等） 補助金の交付申請、決定（事業着手）（市町村⇄都道府県⇄地方農政局等）		
備考	—		
連絡先	<p>農林水産省</p> <p>経営局経営政策課 TEL：03-6744-0577 FAX：03-3502-6007</p> <p>経営局農地政策課 TEL：03-3591-1389 FAX：03-3592-6248</p> <p>URL：http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html</p>		

農林水産省 1 4

施策名	新規就農・経営継承総合支援事業	予算額(百万円)	23,877
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	<p>新規就農するにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっていることから、就農前後の青年新規就農者に対する給付金の給付（以下の欄の①）、農業法人等の青年就農者の雇用における実践的な研修への助成（同②）、高度な経営力・地域リーダーとしての人間力を養成する農業者経営教育機関等に対する支援（同③）、就農に関する相談体制の整備（同④）を行うことにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。</p>		
対象者	<p>①給付先：就農希望者又は新規就農者 ※就農希望者（研修中の者）に対しては、民間団体を經由し、都道府県又は青年農業者等育成センターから給付。新規就農者に対しては、民間団体及び都道府県を經由し市町村から給付。 ②助成先：農業法人等 ※公募により選定した民間団体等から支援。 ③助成先：都道府県、民間団体等 ④助成先：民間団体等</p>		
対象事業	<p>青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、以下により総合的な支援を実施。 ○新規就農者確保事業 ①青年就農給付金事業 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付。 ②農の雇用事業 青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修（最長2年間）に要する経費を支援。 また、法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために、先進法人・他産業へ派遣して実施する研修（最長2年間）に要する経費を支援。 ○農業者育成支援事業 ③技術習得支援事業 今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力を養成する高度な農業経営者教育機関等に対して支援。 ④新規就農等相談支援事業 就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験の実施、若い世代の就農意欲向上に向けた取組を支援。</p>		
支援内容	<p>①補助率：定額 ②補助率：定額 ③ア：高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関への支援 補助率：定額 イ：地域の農業経営者教育の中核教育機関への支援 補助率：定額、1/2以内 ④補助率：定額</p>		
変更のポイント	<p>①給付金の給付事務を円滑に推進するため、公募により選定された民間団体に基金を造成し、事業を実施。 ②法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために、先進法人・他産業へ派遣して実施する研修に対する支援メニューを追加。</p>		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①（1）都道府県は、事業要望量調査を取りまとめ、事業計画として国に報告。 （2）国は、事業計画を承認し、承認した旨を民間団体に通知。 （3）都道府県は、承認された計画に基づく補助金の支払いを民間団体に請求 （4）民間団体は、都道府県に対し、補助金を支払い。 （5）都道府県又は市町村は、新規就農者又は就農希望者に給付金を給付。 ②（1）国は公募により事業実施主体を選定。 （2）事業実施主体は農業法人等に助成金を助成。 ③ア：高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関への支援 （1）国は、公募により事業実施主体を選定。 （2）事業実施主体は、地域の中核教育機関等の学生、講師等を対象に高度な農業経営者教育を実施。 イ：地域の農業経営者教育の中核教育機関への支援 （1）国は、都道府県からの事業要望量調査結果に応じ所要額を配分。 （2）事業実施主体は、教育水準の向上に向けた取組を実施。 ④（1）国は公募により事業実施主体を選定。 （2）選定された事業実施主体は就農相談等を実施。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 経営局 就農・女性課	TEL：03-3502-6469 FAX：03-3593-2612 URL： http://www.maff.go.jp/i/new_farmer/index.html	

農林水産省 15

施策名	中山間地域等直接支払交付金	予算額(百万円)	28,463
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	食料・農業・農村基本法第35条第2項		
概要	耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動を継続して行う農業者等に対し農業生産条件の不利を補正するため、国が交付金を交付。		
対象者	協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（都道府県、市町村経由）		
対象事業	<p>対象地域の対象農用地において、協定に基づき農業生産活動等を行う農業者等に対し、当該農用地の傾斜や地目、面積に応じて交付金を交付します。</p> <p>○対象地域：特定農山村法など地域振興8法の指定地域等</p> <p>○対象農用地：以下に該当する農用地区域内の1ha以上の一団の農用地</p> <p>ア 急傾斜農用地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上）</p> <p>イ 自然条件により小区画・不整形な田</p> <p>ウ 草地比率の高い（70%以上）地域の草地</p> <p>エ 市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満）等</p> <p>オ 都道府県知事が定める基準に該当する農用地</p>		
支援内容	<p>対象農用地10aあたりの交付単価は、以下のとおりです。</p> <p>○ 急傾斜地等 田 21,000円、畑 11,500円、草地 10,500円、採草放牧地 1,000円</p> <p>○ 緩傾斜地等 田 8,000円、畑 3,500円、草地 3,000円、採草放牧地 300円</p> <p>○ 草地比率の高い草地 1,500円</p> <p>ただし、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合の交付単価は上記の8割。また、規模拡大等に応じて別途の加算措置を設けています。</p>		
変更のポイント	本制度の実施集落が、未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額を加算します。（2,000円/10a、上限100万円）		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>農業者等が交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 農業者等が集落協定又は個別協定を締結し、市町村に当該協定の認定申請書を提出。</p> <p>② 市町村が当該協定を認定し、農業者等に通知。</p> <p>③ 市町村→都道府県→国の流れで交付金の交付申請書を提出。</p> <p>④ 国→都道府県→市町村の流れで交付金の交付決定を通知。</p> <p>⑤ 国→都道府県→市町村→農業者等の流れで交付金を交付。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局農村政策部 中山間地域振興課 中山間整備推進室	TEL : 03-3502-8359 FAX : 03-3592-1482 URL : http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html	

農林水産省 16

施策名	振興山村における税制の特例	
	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)
		継続
根拠法令等	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条、第45条、第68条の27	
概要	山村振興法の規定により振興山村として指定された区域において、製造の事業等の用に供するために取得した機械及び建物等に係る特別償却制度を措置。	
対象者	製造の事業又は旅館業を営む事業者	
対象事業	振興山村の区域内で事業者が実施する以下の事業。 ○ 製造の事業 ○ 旅館業	
支援内容	振興山村の区域内で、製造の事業及び旅館業の事業に使用する2,000万円超の機械や建物等を取得、建設等した場合に、通常の償却に加え、特別償却ができる。 ○ 特別償却率：機械等10% 建物等6%（製造の事業に係る建物等のみ）	
変更のポイント	—	
支援手続スケジュール (予定でも可)	—	
備考	—	
連絡先	農林水産省 農村振興局農村政策部 中山間地域振興課	03-3502-6005 03-3592-1482

農林水産省 17

施策名	山村振興法に基づく地方交付税の不均一課税に伴う減収補填	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	山村振興法（昭和40年法律第64号）第14条		
概要	認定法人が、振興山村の区域内において、森林・農用地の保全事業等の用に供する設備を新設又は増設した場合に係る不動産取得税や固定資産税について、地方公共団体が不均一課税をした場合、地方交付税による補填を措置。		
対象者	認定法人が事業を実施する振興山村の区域を含む地方公共団体		
対象事業	振興山村の区域内で認定法人が実施する保全事業等のうち以下の事業。 ○ 森林・農用地等の保全事業 ○ 地域の農林産物の製造・加工事業		
支援内容	認定法人が取得した資産に係る以下の「不動産取得税」及び「固定資産税」について、地方公共団体が当該認定法人に対して不均一課税をした場合には、その減収分につき地方交付税による補填ができる。 ○ 不動産取得税 家屋及び償却資産（取得価額の合計額が2,900万円超）に係る家屋及びその敷地である土地 ○ 固定資産税 ① 家屋及び償却資産（取得価額の合計額が2,900万円超） ② ①に係る家屋の敷地である土地		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局農村政策部 中山間地域振興課	TEL03-3502-6005 FA)03-3592-1482	

農林水産省 18

施策名	中山間地域活性化資金	予算額(百万円)	5,460
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	株式会社日本政策金融公庫法別表第1の第11号及び第13号		
概要	<p>地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、</p> <p>① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」 ② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」 ③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」 の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。</p>		
対象者	<p>① 中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者 ② 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者 ③ 農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）</p>		
対象事業	<p>① 中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用（試験研究費等）の支出又は権利（特許権、実用新案権等）の取得 ② 体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等 ③ 活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等</p>		
支援内容	<p>■貸付利率（平成25年3月21日現在） ①・② 0.65%～1.10% ③ 1.10% ※最新の利率は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」）のホームページに掲載。 → http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html ■貸付限度額 負担する額の80%以内 ■償還期限 ①・② 15年（うち据置期間3年）以内 ③ 25年（うち据置期間8年）以内 ※「支援内容」については、公庫のホームページも参照。 → http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_15.html</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>借入希望者（注）は、「借入申込書」及び「事業計画」（新商品の研究開発等、保健機能増進施設の設置又は生産環境施設の整備に関する計画）を公庫に提出。 注：農林漁業者以外の借入希望者は、上記以外に、農林漁業者との「取引契約書」等も必要。 ※「支援手続」については、公庫のホームページも参照。 → http://www.jfc.go.jp/n/finance/flow/index.html</p>		
備考	本資金は、公庫の他に、一部の民間金融機関（農協等）でも融資。		
連絡先	農林水産省 農村振興局農村政策部 中山間地域振興課	TEL：03-3502-6005 FAX：03-3592-1482 URL： http://www.jfc.go.jp/n/inquiry/index.html	

農林水産省 19

施策名	振興山村・過疎地域経営改善資金	予算額(百万円)	1,000
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	山村振興法第17条、過疎地域自立促進特別措置法第26条		
概要	本資金は、山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法により指定された振興山村又は過疎地域の農林漁業者等が、その地域の自然的、経済的条件に適応した経営の改善や農林漁業の振興を図ることにより、所得の安定確保、地域の活性化等を実現するために必要な長期低利の資金を融資する。		
対象者	農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等		
対象事業	<p>本資金の貸付けは、都道府県知事の認定を受けた「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」に基づいて行う次の事業が対象。</p> <p>(1) 農業関係 果樹、花木等の新植・改植、搾乳牛、繁殖用の肉用雌牛等の購入、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、農機具等の改良、造成又は取得</p> <p>(2) 林業関係 素材、樹苗又は特用林産物の生産、林産物の処理加工等に必要な機械その他の施設、林業生産環境施設（簡易給排水施設、集会施設等）等の改良、造成又は取得</p> <p>(3) 漁業関係 漁船（20トン未満）、養殖施設、漁業生産環境施設等の改良、造成又は取得</p> <p>(4) その他 ① (1)～(3)の施設で農林漁業者の共同利用に供するものの改良、造成又は取得 ② 農林地を保全する事業の開始に必要な事務管理用備品及び資材の取得</p>		
支援内容	<p>■貸付利率（平成25年3月21日現在） (1) 補助事業：1.25%（共同利用：2.25%） (2) 非補助事業：1.10% ※最新の利率は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」）のホームページに掲載。 → http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html</p> <p>■貸付限度額 (1) 補助事業：負担する額の80%以内 (2) 非補助事業：負担する額の80%以内又は次のいずれか低い額 ① 個人：1,300万円 ② 法人・団体：5,200万円 ③ 一定の要件を満たす場合 個人：2,600万円 法人・団体：6,000万・1億・3億・5億円</p> <p>■償還期限 25年（うち据置期間8年）以内</p> <p>※「支援内容」については、公庫のホームページも参照。 → http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_3.html</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>借入希望者は、「農林漁業経営改善計画」又は「農林漁業振興計画」を作成し、（市町村長を経由して）都道府県知事に認定申請書を提出。</p> <p>※「支援手続」については、公庫のホームページも参照。 → http://www.jfc.go.jp/n/finance/flow/index.html</p>		
備考	「対象事業」欄の(1)～(3)の施設については、これらの施設にエネルギーを供給するための目的で設置する太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設も含む。		
連絡先	農林水産省 農村振興局農村政策部 中山間地域振興課	TEL：03-3502-6005 FAX：03-3592-1482 URL： http://www.jfc.go.jp/n/inquiry/index.html	

農林水産省 20

施策名	都市農村共生・対流総合対策交付金	予算額(百万円)	1,950
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	食料・農業・農村基本法第36条		
概要	農山漁村の持つ自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進。		
対象者	農業集落が中心となり、NPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会		
対象事業	<p>以下の事業が対象。ただし、②と③については、①の事業と併せて実施するものに限る。</p> <p>①集落連携推進対策 中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動</p> <p>②人材活用対策 地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組</p> <p>③施設等整備対策 地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等の取組</p>		
支援内容	<p>① 定額（1地区1年当たり800万円又は900万円を上限）。事業実施期間は2年以内。</p> <p>② 定額（1地区1年当たり250万円を上限）。事業実施期間は3年以内。</p> <p>③ 定額（1/2等。ただし、上限2,000万円等）。事業実施期間は原則1年以内。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>① 支援を受けようとする者は、農林水産省が行う公募に際し、農業集落の住民がNPO、市町村等多様な主体と連携した地域協議会（集落連合体）を組織した上で事業実施提案書を作成し、応募する。</p> <p>② 農林水産省は、外部審査委員を含む選定審査委員会において事業実施提案書を審査し、採択者には採択通知を、不採択者には不採択通知を送付する。</p> <p>③ 採択された者は、事業実施計画を作成して農林水産省に送付し、農林水産省は同計画を審査し承認する。</p> <p>④ 同計画の承認を受けた者は、交付金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省は同申請書を審査し交付決定を行う。</p> <p>⑤ 交付決定を受けた者は、補助事業を実施し、事業完了後、交付金実績報告書を農林水産省に提出する。</p> <p>⑥ 農林水産省は、同報告書を審査し交付金の額を確定するとともに、交付金を交付する。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省農村振興局 都市農村交流課	TEL : 03-3502-5946 FAX : 03-3595-6340 URL : http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html	

農林水産省 2 1

施 策 名	農業水利施設保全合理化事業	予算額(百万円)	4,409
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	土地改良法第85条、土地改良法施行令附則第3項		
概 要	<p>老朽化した旧来の水利システムを有する地区においては、水管理労力の負担が重くなっており、このことが担い手への農地集積が進まない大きな要因となっている。また、農業水利施設の老朽化に起因する突発事故の発生件数が増加傾向にあり、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害を及ぼすリスクが高まっている。</p> <p>このため、本事業により、パイプライン化等により水管理の省力化を図るとともに、老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図り、生産効率の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資するものである。</p>		
対 象 者	事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等		
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業水利施設等整備事業 農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化等の合理化整備等 2. 農地集積促進事業 土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等 3. 水利用再編促進事業 水利用調整・高度化推進、機能保全計画、合理化整備計画の策定 		
支援内容	対象事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、それぞれの事業の事業費の50%等の補助金を国から交付する。		
変更の ポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①事業実施主体は、都道府県に事業を実施したい旨の申請を行い、都道府県がこれを妥当と認めるときは、事業の採択を希望する前年度の11月末日までに、地方農政局等に提出</p> <p>②地方農政局等において個別地区を審査の結果、採択の場合は都道府県を經由して事業実施主体へ採択を通知</p>		
備 考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局整備部水資源課 水利資源利用推進班	TEL：03-3502-6246 FAX：03-5511-8252 URL： http://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/pdf/h25_noushin.pdf	

農林水産省 2 2

施策名	農地・水保全管理支払交付金	予算額(百万円)	28,163																																		
		区分(新規・継続・変更)	変更																																		
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画 第3の3(4)③ ・土地改良長期計画 第3の3 政策目標6の(1) 																																				
概要	<p>集落など地域の共同活動で支えられている農地・農業用水等の資源の保全管理については、農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴い、集落機能の低下、地域の共同活動の脆弱化が懸念。</p> <p>更に、農地周りの農業用排水路等の老朽化が進行するとともに、競争力ある「攻めの農業」の実現に向けた、担い手への農地集積の進展、土地持ち非農家の増加に伴い共同活動力の低下が懸念。</p> <p>こうした状況を踏まえ、農村コミュニティの維持・活性化にも寄与する本交付金の取組を推進しつつ、農地・農業用水の管理作業を、集落で持続的に担うための環境を整備していく必要。</p> <p>本交付金により、地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動、施設の長寿命化のための活動や高度な農地・水の保全活動等を支援。</p>																																				
対象者	<p>1) 共同活動支援交付金 交付先：地域協議会^注等 ※地域協議会等から、活動を実施する農業者等の組織する団体に対し交付金を交付 注：地域協議会は、都道府県、市町村、農業者団体等から構成</p> <p>2) 向上活動支援交付金 交付先：農業者等の組織する団体等</p>																																				
対象事業	<p>1) 共同活動支援交付金 農地・農業用水等の資源について、地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの農地、水路等の資源の日常の管理と、水質保全、生態系保全などの農村環境の保全のための活動</p> <p>2) 向上活動支援交付金 ①集落の手による農業用排水路等の長寿命化の取組や、②水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動等</p>																																				
支援内容	<p>交付金額は交付対象農用地面積に単価を乗じて算出。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円/10a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">1) 共同活動^{※1}</th> <th colspan="2">2) -① 施設の長寿命化のための活動</th> <th colspan="2">2) -② 高度な農地・水の保全活動^{※2}</th> </tr> <tr> <th>都府県</th> <th>北海道</th> <th>都府県</th> <th>北海道</th> <th>都府県</th> <th>北海道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>4,400</td> <td>3,400</td> <td>4,400</td> <td>3,400</td> <td>500/1,000/1,500/2,000</td> <td>500/1,000/1,500</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,800</td> <td>1,200</td> <td>2,000</td> <td>600</td> <td>500/1,000/1,500</td> <td>500/1,000</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>いずれも国と地方公共団体の支援の合計額。 ※1 継続地区(5年以上取組を実施している地区)又は新規地区であって向上活動支援交付金にも取り組む地区にあっては、表中の単価の7.5割を上限とする。 ※2 高度な農地・水の保全活動については、取組内容に応じた支援単価を設定。ただし、支援額は1集落当たり200万円を最大とする。</small></p>				1) 共同活動 ^{※1}		2) -① 施設の長寿命化のための活動		2) -② 高度な農地・水の保全活動 ^{※2}		都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道	田	4,400	3,400	4,400	3,400	500/1,000/1,500/2,000	500/1,000/1,500	畑	2,800	1,200	2,000	600	500/1,000/1,500	500/1,000	草地	400	200	400	400	-	-
	1) 共同活動 ^{※1}		2) -① 施設の長寿命化のための活動		2) -② 高度な農地・水の保全活動 ^{※2}																																
	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道																															
田	4,400	3,400	4,400	3,400	500/1,000/1,500/2,000	500/1,000/1,500																															
畑	2,800	1,200	2,000	600	500/1,000/1,500	500/1,000																															
草地	400	200	400	400	-	-																															
変更のポイント	<p>農地集積が進展していく中、水利施設の自動化、カバープランツの植栽など畦畔管理・水管理の省力化等に資する集落の取組を追加的に支援し、農地・水の管理作業を集落が持続的に担うための環境を整備</p>																																				
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①農家及び非農家からなる活動組織等を設立 ②活動組織等において、活動の計画を策定 ③活動組織は市町村との間で協定を締結等 ④活動組織等は地域協議会等あてに採択申請及び交付申請に関する書類を提出 ⑤活動組織等は交付金を受け、計画に基づき活動を実施することにより、地域資源が適切に保全管理されるとともに、地域共同活動の実施を通じて地域コミュニティが活性化 																																				
備考	-																																				
連絡先	農林水産省 農村振興局整備部農地資源課 農地・水保全管理室	TEL：03-6744-2447 FAX：03-3592-0302 URL： http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/																																			

農林水産省 23

施策名	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	予算額(百万円)	4,517(所要額)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	食料・農業・農村基本法第23条、農地法(第30条等)		
概要	平成22年3月30日に閣議決定した食料・農業・農村基本計画においては、食料自給率の向上には461万haの農地の確保が必要とされている。平成21年の農地面積461万haをベースに過去の農地減少のすう勢を踏まえると、農地転用や耕作放棄地発生の抑制を考慮してもなお荒廃農地の再生利用が不可欠であり、本対策により農業上重要な地域を中心に荒廃農地の再生利用を図る。		
対象者	交付先：道府県耕作放棄地対策協議会 ※道府県協議会に造成された基金から、市町村段階で設置される地域耕作放棄地対策協議会を經由し、貸借等により荒廃農地を再生・利用する者(農業者、農業者組織、農業参入法人等)に交付。(協議会による直接実施も可能)		
対象事業	荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。 1. 荒廃農地を再生利用する活動への支援 荒廃農地の再生作業(雑草・雑木の除去、土づくり等)や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援。 2. 施設等の整備への支援 荒廃農地の再生利用に必要な基盤整備(用排水施設の整備等)や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援。		
支援内容	再生利用者が実施する取組内容に応じて、次のとおり交付 ① 荒廃農地を再生利用する活動への支援 ア再生作業(雑草・雑木の除去等)及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等) ・定額支援【5万円/10a】(重機を用いて行う場合等【1/2以内等】) ・土づくり(2年目に必要な場合のみ)【2.5万円/10a】 イ営農定着(再生農地への作物の導入等)【2.5万円/10a】 ウ経営展開(試験販売、実証ほ場の設置・運営等)【定額】 ② 施設等の整備への支援 ・基盤整備(用排水施設の整備等)、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設(市民農園等)、農業用機械・施設の整備【1/2以内等】 ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】 ◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外(市街化区域は除く)における取組についても支援対象		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール(予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 ①地域協議会又は再生利用者が土地所有者と土地利用調整を行う ②地域協議会が集落単位等個々の地区単位で再生利用実施計画を策定 ③地域協議会が再生利用実施計画を添えて道府県協議会へ交付申請 ④道府県協議会は地域協議会からの交付申請を受けて、造成した基金から必要額を交付 ⑤再生利用者が荒廃農地を再生・利用する取組を実施(地域協議会から再生利用者への交付は概算払、精算払のどちらでも可能。また地域協議会又はその会員が直接取組を実施することも可能) ⑥取組完了後、再生利用者は実績報告書を整理し地域協議会へ報告		
備考	-		
連絡先	農林水産省 農村振興局農村計画課 耕作放棄地活用推進室	TEL : 03-6744-2195 FAX : 03-3501-9580 URL : http://www.maff.go.jp/i/nousin/tikei/houkiti/index.html	

農林水産省 24

施策名	農業競争力強化基盤整備事業	予算額(百万円)	32,417
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	食料・農業・農村基本法第24条、土地改良法第85条、土地改良法施行令第50条 等		
概要	<p>生産効率を高め競争力ある「攻めの農業」を実現するためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。このため、担い手への農地集積や農業の高付加価値化などの政策課題に応じた農地や農業水利施設の整備を機動的かつ効率的に実施し、農業競争力の強化に向けた取組を推進。</p>		
対象者	都道府県、事業指定法人		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○農地整備事業 ○草地畜産基盤整備事業 ○水利施設整備事業 ○農地防災事業 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①国営事業等と一体となって実施する地区 ②担い手への農地集積の加速化に取り組む地区 ③農業の高付加価値化等に取り組む地区 <p>のいずれかを対象とした農地・農業水利施設の整備等（補助率：50%等）</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都道府県知事は、農業競争力強化基盤整備計画を作成し、事業採択申請書、事業計画概要書画及び農村振興局長が別に定める書類と併せて農林水産省へ提出する。 ②農林水産省は①の書類を審査の上、都道府県知事に事業の通知書（採択又は不採択）を通知する。 ③採択通知を受けた都道府県知事は、補助金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省はこれに基づき補助金交付決定を行う。 ⑤補助金交付決定を受けた都道府県知事は、補助事業を実施し、事業完了後、実績報告書を農林水産省に提出する。 ⑥農林水産省は、同報告書を審査し交付金の額を確定するとともに、交付金を交付する。 		
備考	—		
連絡先	農村振興局 整備部 農地資源課 経営体育成基盤整備推進室	TEL：03-6744-2208 FAX：03-3592-0302	

農林水産省 25

施策名	海岸事業	予算額(百万円)	4,039の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	海岸法第6条、第27条		
概要	津波、高潮、波浪等による被害を防止するために必要な海岸保全施設の整備により、国民の生命・財産について所要の安全性を確保。		
対象者	直轄事業、都道府県・市町村（海岸管理者）		
対象事業	○海岸保全施設整備事業 国民経済上、及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪による浸水災害や波浪による海岸の侵食等から未然に防ぐため、海岸保全施設の新設又は改良等を行う事業。		
支援内容	補助率 2/3等 [直轄事業] 1/2等 [補助事業]		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	[直轄事業] 国は当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代わって自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する事業を実施する。 [補助事業] 海岸管理者は海岸管理上、海岸保全施設の新設又は保全等の必要が生じた場合は、事業の採択申請を行うことができる。		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局 整備部 TEL : ①03-6744-2199 FAX: ①03-3592-1987 防災課 海岸・防災計画班① ②03-3502-5304 ②03-3581-0325 URL : ①http://www.maff.go.jp/nouson/bousai/kaigan-gaiyo.html ②http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zigyo/kaigan/index.html 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 海岸班②		

農林水産省 26

施策名	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	予算額(百万円)	災害復旧事業費等の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	当該年発生洪水、台風等により大規模に海岸に漂着した流木及びゴミ等が、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にこれらの流木及びゴミ等の処理を実施。		
対象者	都道府県・市町村（海岸管理者）		
対象事業	海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等の集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分等。		
支援内容	補助率 1 / 2		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	海岸保全区域内、堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m ³ 以上のものについて、海岸管理者である都道府県及び市町村の申請に基づき事業を実施する。		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局 整備部 TEL : ①03-6744-2199 FAX: ①03-3592-1987 防災課 海岸・防災計画班① ②03-3502-5304 ②03-3581-0325 URL : ① http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_kaigan/index.html ② http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zigyo/kaigan/index.html 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 海岸班②		

農林水産省 27

施策名	農山漁村地域整備交付金	予算額(百万円)	112,828
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	土地改良法第2条第2項、森林法第41条、第193条、海岸法第27条		
概要	地方公共団体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う整備に対して支援。		
対象者	交付先：都道府県、市町村 実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、森林組合、森林整備法人、漁協等		
対象事業	農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等 森林分野：路網整備、予防治山等 水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等 効果促進事業		
支援内容	○都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施。 ○以下の事業を総合的に実施できる。 ①農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等 ②森林分野：路網整備、予防治山等 ③水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等 ④効果促進事業 農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業①～③と一体となって事業効果を高めるために必要な事業 ○国から都道府県に交付金を交付※し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分可能。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能。(※水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	○地方の事業ニーズに基づいた農山漁村地域整備計画に基づき、国は予算の範囲内で都道府県に交付金を交付。 ○都道府県は自らの裁量により個別地区に交付金を交付。		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局整備部農村整備官	TEL：03-6744-2200 FAX：03-3501-8358 URL： http://www.maff.go.jp/j/budget/2013/pdf/04_25_kettei.pdf	

農林水産省 28

施策名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	予算額(百万円)	6,233
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	農山漁村活性化法第6条第2項		
概要	地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。		
対象者	交付先：都道府県、市町村 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体 など		
対象事業	① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設) ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設) ④ その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) ⑤ ①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))		
支援内容	交付率：定額 ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、2/3、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10(沖縄県 1/2、2/3、8/10)(奄美 1/2、6/10、5.2/10) 以内		
変更のポイント	安心・安全な農山漁村づくりを推進するため、災害時の避難所として活用される地域間交流拠点施設等の補強、機能強化への支援を追加。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	交付金を受ける手続は、以下のとおり。 ① 都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定し、農林水産省に提出。 ② 農林水産省が交付対象計画を決定の上、予算を割当。 ③ 都道府県又は市町村が農林水産省に交付金の交付を申請。 ④ 農林水産省から交付金を支給。 ※活性化計画の提出は初年度のみ。その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出。		
備考	計画策定主体(都道府県又は市町村)は、計画目標年度の翌年度に事後評価を行い、その結果については学識経験者等第三者の意見を聞いた上で公表する必要あり。		
連絡先	農林水産省 農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3501-0814 FAX : 03-3501-8358 URL : http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/index.html	

農林水産省 29

施策名	農山漁村再生可能エネルギー導入事業 (小水力等再生可能エネルギー導入推進事業)	予算額(百万円)	1,160
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、ポテンシャルの高い地点を明らかにするとともに、小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援。		
対象者	地方公共団体、民間団体等		
対象事業	<p>① 県別マスタープランへの支援 小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、都道府県単位でポテンシャルの高い地点を明らかにした基本整備計画(マスタープラン)の策定等を支援。</p> <p>② 小水力等発電の調査設計等への支援 小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援。</p> <p>③ 発電効率向上等のための実証への支援 発電効率向上や地域資源活用に係る実証の取組への支援。</p>		
支援内容	補助率：定額		
変更のポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>① 県別マスタープランへの支援 事業実施主体が都道府県又は協議会の場合は、地方農政局長等に事業申請書を提出</p> <p>② 小水力等発電の調査設計等への支援 ア 事業実施主体が都道府県の場合は、事業申請書を地方農政局長等に提出 イ 事業実施主体が市町村、土地改良区等の場合は、事業申請書を都道府県知事等を経由して地方農政局長等に提出</p> <p>③ 発電効率向上等のための実証への支援 公募要領により決定</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局 整備部 農村整備官	TEL：03-6744-2209 FAX：03-3501-8358 URL：	

農林水産省 30

施策名	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	予算額(百万円)	4,576
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>我が国の有する高い農林水産・食品分野の研究開発能力を活かし、これらの研究成果を産業競争力につなげる産学連携の研究を支援するため、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、農林水産・食品分野の技術的課題の解決を図ることを目的として実施する。本事業では、研究開発段階ごとに基礎段階の研究開発を「①シーズ創出ステージ」、応用段階の研究開発を「②発展融合ステージ」、実用化段階の研究開発を「③実用技術開発ステージ」として、研究課題を提案公募方式により公募し、基礎段階から実用化段階までの研究開発を継ぎ目なく支援する。</p>		
対象者	<p>①シーズ創出ステージは、単独の研究機関若しくは研究グループ ②発展融合ステージは、単独の研究機関若しくは研究グループ ③実用技術開発ステージは、下記のセクターのうち、2つ以上のセクターの研究機関等から構成される研究グループ セクターⅠ：都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人 セクターⅡ：大学及び大学共同利用期間 セクターⅢ：独立行政法人、特殊法人及び認可法人 セクターⅣ：民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者 また、研究グループに「普及・実用化支援組織」として、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の参画が必須。</p>		
対象事業	<p>① シーズ創出ステージ 産学の研究機関の独創的な発想から、将来、アグリビジネスに結びつく革新的な技術シーズを創出する研究開発を対象とする。 ② 発展融合ステージ (ア) 産学機関結集型 産学の研究機関が結集し、工学、情報通信、医療分野といった異業種との融合等を進めることにより、技術シーズの実用化に向けた発展研究や新たな発想に基づく用途開発研究を対象とする。 (イ) 研究人材交流型 新品種に対応した農業資材の研究開発等に取り組む異業種の研究機関が、農林水産・食品分野の専門研究者の派遣を受けるなどして実施する人材交流型研究開発を対象とする。 ③実用技術開発ステージ (ア) 研究成果実用型 農林水産省が実施した基礎・応用研究(イノベーション創出基礎的研究推進事業や農林水産委託プロジェクト研究)の成果を基に、特に実用化の可能性が高い研究開発を対象とする。 (イ) 現場ニーズ対応型 農林水産現場の多様なニーズに対応した実用技術の強化を図るために、農林水産・食品分野の現場の課題の早急な解決に資する研究開発を対象とする。 (ウ) 重要施策対応型 総合特区、地域イノベーション戦略に指定されている地域において推進する研究開発を対象とする。また、突発的な事象等の緊急研究開発を対象とする。</p>		

<p>支援内容</p>	<p>① シーズ創出ステージ（研究期間：原則3年以内） 研究費：Aタイプ 50,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年</p> <p>② 発展融合ステージ（研究期間：原則3年以内） 発展融合ステージでは、第1段階（フェーズⅠ）である1年目の研究の結果に基づき、第2段階（フェーズⅡ）の研究へ移行する多段階選抜方式を導入する。 （ア）産学機関結集型 （イ）研究人材交流型 研究費：Aタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年 フェーズⅡが50,000千円以内/年 Bタイプ フェーズⅠが5,000千円以内/年 フェーズⅡが10,000千円以内/年</p> <p>③ 実用技術開発ステージ（研究期間：原則3年以内） （ア）研究成果実用型 研究費：Aタイプ 50,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年 （イ）現場ニーズ対応型 研究費：Aタイプ 30,000千円以内/年 研究連携協定を締結する場合は、50,000千円以内/年 Bタイプ 10,000千円以内/年 （ウ）重要施策対応型 研究費：1課題当たり20,000千円以内/年</p>
<p>変更の ポイント</p>	<p>—</p>
<p>支援手続 スケジュール (予定でも可)</p>	<p>○研究課題の選定スケジュール 平成25年2月8日～3月8日 応募受付期間 ～4月下旬 1次（書面）審査（※1） ～5月下旬 2次（ヒアリング）審査（※2） 5月下旬 採択課題の決定・公表 6月下旬 委託の実施（研究開始）</p> <p>※1 科学的観点及び行政的観点から、外部専門家等による書面審査を実施し、2次（ヒアリング）審査の対象課題を選考 ※2 様々な分野の外部専門家等からなる評価会において、ヒアリングを実施</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>
<p>連絡先</p>	<p>農林水産省 TEL：03-6744-7044, 03-3502-5530 農林水産技術会議事務局 FAX：03-3593-2209 研究推進課 産学連携室 URL：http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htm</p>

農林水産省 3 1

施策名	地域における産学連携支援事業	予算額(百万円)	106
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>全国に農林水産・食品分野の専門家を地域における産学連携の仲介役となるコーディネーターとして配置し、研究の特性に応じた効果的な産学連携体制を構築することにより、同分野のイノベーションの創出と産業競争力の強化を図る。</p>		
対象者	<p>交付先：民間事業者 ※民間事業者が、地域において民間企業、大学、公立試験研究機関等を対象とする産学連携活動を一体的に支援。</p>		
対象事業	<p>農林水産・食品分野のイノベーションの基礎となる研究開発を効率的に推進するため、同分野の高度な専門性を有するコーディネーター（知的財産の戦略的活用等、技術経営（MOT）的視点を有する者を含む。）を全国に配置するとともに、産学連携研究の計画作成のための事前調査やセミナー等を実施し、産学連携を一体的に支援。</p>		
支援内容	<p>地域における農林水産・食品分野における研究開発の現状、地域における同分野の産学連携の現状、産学連携に対する支援の現状等を踏まえ、以下のような業務を実施する。</p> <p>(1) 産学連携による研究計画作成支援業務</p> <p>ア 研究機関の持つ技術の発掘及び農林漁業者や民間企業等の研究ニーズの収集</p> <p>イ 農林水産・食品分野以外で活動する民間企業等が必要としている技術的課題の収集</p> <p>ウ 研究者や産業界等の技術開発に関心を持つ関係者間の連携支援、共同研究支援</p> <p>エ 研究資金の取得支援</p> <p>オ 知的財産マネジメントに対する支援</p> <p>カ 産学連携に関する各種支援制度や支援機関の紹介</p> <p>(2) 産学連携による研究促進業務</p> <p>技術交流展示会、セミナー、ホームページ等による技術情報の提供等の業務を実施する。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>4月以降、農林水産・食品分野の研究に関わる専門家をコーディネーターとして全国に配置し、技術の発掘や共同研究グループの形成を支援する。また、技術交流展示会、セミナー、ホームページ等による技術情報の提供等の業務を実施する。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>農林水産省 TEL : 03-6744-7043</p> <p>農林水産技術会議事務局 FAX : 03-3593-2209</p> <p>研究推進課 産学連携室 URL : http://www.s.affrc.go.jp/docs/sangakukan.htm</p>		

農林水産省 3 2

施策名	地域資源を活用した再生可能エネルギーの生産・利用のためのプロジェクト	予算額(百万円)	545
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)第24条(技術の研究開発及び普及)		
概要	<p>農山漁村の自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けて、草本、木質、微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術や中・低温の熱エネルギーを施設園芸等で効率的に利用する技術を開発。</p> <p>プロジェクトの実施にあたっては、公募を行い、審査で選ばれた研究グループに委託費(定額)を支給。</p>		
対象者	民間団体等を含む研究グループ(公募は終了)		
対象事業	<p>独法、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の技術等を開発。</p> <p>①草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術の開発。</p> <p>②林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発。</p> <p>③木質リグニンからの材料製造技術の開発。</p> <p>④微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発。</p> <p>⑤施設園芸における熱エネルギーの効率的利用技術の開発。</p>		
支援内容	委託費(定額)		
変更のポイント	バイオマスの利用技術開発に、熱エネルギーの利用技術開発を加えて、再生可能エネルギーの生産・利用のためのプロジェクトとして拡充。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>上記の①～④バイオマスの利用技術開発については、平成24年2月に公募を終了。</p> <p>⑤施設園芸における熱エネルギーの効率的利用技術の開発については、平成25年3月に追加公募を終了。</p> <p>(参考)</p> <p>公募期間 : 平成24年1月6日～2月21日</p> <p>追加公募期間 : 平成25年2月8日～3月28日</p>		
備考			
連絡先	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究開発官(環境)室	TEL : 03-3502-0536 FAX : 03-3593-7227 URL : http://www.s.affrc.go.jp/index.htm	

農林水産省 3 3

施策名	「緑の新規就業」総合支援事業	予算額(百万円)	6,603
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>①林業への就業に向けて知識の習得等を行う青年を支援することにより就業希望者の裾野を広げるとともに、②施業の集約化と路網の整備、高性能林業機械を活用した効率的な作業システムにより、利用期を迎えた人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給につなげていくため、専門的かつ高度な知識・技術を有し、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を確保・育成及びその定着を図る。</p>		
対象者	<p>①交付先：都道府県 ※都道府県は林業就業希望者に対し給付金を給付 ②交付先：民間団体等(公募により事業実施主体を選定) ※民間団体等は「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から認定を受けた事業主(認定事業主)等に対し研修等に必要な経費を支援</p>		
対象事業	<p>①緑の青年就業準備給付金事業 林業への就業に向け必要な知識の習得等を行い、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年に対して、給付金を給付 ②「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 1)新規就業者の確保・育成・キャリアアップ 就業希望者を雇用して行う以下の研修等に必要な経費を支援 ア 林業への新規就業者の確保に向けた就業体験やガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用 イ 林業経験のない方が基本的な技術を習得するための3年間のOJT研修等 ウ 現場管理責任者等に必要な知識・技術の習得するためのキャリアアップ研修 2)森林作業道作設オペレーターの育成 丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーターを育成するための研修の実施に必要な経費を支援</p>		
支援内容	<p>①緑の青年就業準備給付金事業 150万円/人(最大2年間) ②「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 1)新規就業者の確保・育成・キャリアアップ 研修生1人当たり9万円/月等を助成(上記②の1.のトライアル雇用は3ヶ月、②のOJT研修は1年目10ヶ月、2.3年目8ヶ月を上限) 2)森林作業道作設オペレーターの育成 研修の実施に必要な経費を助成(定額)</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①緑の青年就業準備給付金事業 1)給付希望者が、研修計画を作成し、事業実施主体に提出。 2)事業実施主体は、研修計画を審査し、妥当な場合に承認。 3)給付希望者からの給付申請に基づき、給付金を給付。 ②「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 (新規就業者の確保・育成・キャリアアップ) 1)認定事業主等が、研修計画を作成し、事業実施主体に提出。 2)事業実施主体は、研修計画を審査し、妥当な場合に承認。 3)認定事業主等は、承認された研修計画に沿って、研修を実施し、その結果を事業実施主体に報告。 4)事業実施主体は、実績報告に基づき、認定事業主等に対し、助成金を交付。 (森林作業道作設オペレーターの育成) 事業実施主体が研修等を実施し、補助金を交付。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省(林野庁) 経営課林業労働対策室	TEL : 03-3502-1629 FAX : 03-3502-1649 URL : http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/kovou/index.html	

農林水産省 3 4

施策名	地域材供給倍増事業	予算額(百万円)	554の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 第3条 バイオマス活用推進基本法 第23条及び第26条		
概要	<p>「平成32年度の木材自給率50%以上」という目標を達成し、木材の利用拡大による森林の適切な整備や地球温暖化防止への貢献を実現するためには、「公共建築物等木材利用促進法」の推進により住宅のみに依存しない需要構造を作るとともに、ニーズに合った地域材を最大限活用するための安定供給の推進や、木質バイオマスを含めた地域材の利用促進のための実需を拡大させる必要がある。このため、本事業では、木材産業活性化への支援や木造公共建築物等への地域材利用、地域材の差別化・信頼性向上による実需拡大のための取組を行う。</p>		
対象者	交付先：民間団体		
対象事業	<p>1. 連携等を通じた地域材供給体制の構築支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 木材産業等連携支援事業 ② 地域型住宅づくり支援事業 ③ 品質・性能の確かな部材供給推進事業 <p>2. 地域材利用拡大支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援 ② 木造住宅・木造公共建築物等の構造部材開発等支援事業 ③ 木材利用技術整備等支援事業 ④ 木造建築物等の健康・省エネ等データ収集支援事業 ⑤ 木のまち・木のいえづくり担い手育成事業 ⑥ 新たな木材製品の製造装置開発等支援事業 ⑦ 合法木材の普及・利用促進 ⑧ 海外における日本産木材の認知度向上に向けた試験・実証支援 		
支援内容	定額、1 / 2		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	公募により4月に事業実施主体を決定予定。		
備考	—		
連絡先	林野庁林政部木材利用課 木材産業課	TEL : 03-6744-2296 FAX : 03-3502-0305 TEL : 03-6744-2295 FAX : 03-3591-6319 URL : http://www.rinva.maff.go.jp/i/rinsei/vosankesan/pdf/25minkan18.pdf	

農林水産省 35

施策名	森林吸収源対策の着実な推進 (森林整備事業・治山事業)	予算額(百万円)	179,642
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	森林法第41条・193条、地すべり等防止法第7条、第10条		
概要	間伐等の森林施業や路網の整備を推進するとともに、集中豪雨等による被害が住宅・公共施設等に及ぶおそれのある地域における山地災害対策等を推進。これらにより、森林・林業を再生し、地域の活性化を図るとともに森林吸収量を確保するための取組を着実に推進。		
対象者	(森林整備事業) 国、都道府県、市町村、森林組合等 (治山事業) 国、都道府県		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の有する多面的機能を発揮するための、地方公共団体や森林所有者等が行う植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要な路網の整備。 ○ 大雨や地震などによる山崩れの復旧等のために行う治山施設の整備や機能の低下した保安林等の整備。 		
支援内容	○ 上記対象事業を実施する者を支援(補助率1/2、2/3、3/10等)。		
変更のポイント	○ 山地災害の危険度の高い地域において一定の範囲内において行う高齢級の保安林の整備を追加等		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	事業を実施しようとする者は、事業計画を作成し、補助金の交付を申請。		
備考	—		
連絡先	農林水産省(林野庁) 森林整備部計画課	TEL : 03-3501-3842 FAX : 03-3593-9565 URL : http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/25gaisank01.pdf	

農林水産省 36

施策名	森林・林業再生基盤づくり交付金	予算額(百万円)	1,612
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	森林・林業基本法		
概要	地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械や木造公共建築物の整備等に必要な経費について支援を行います。		
対象者	交付先：都道府県 ⇒ 市町村・森林組合・林業者等の組織する団体等 市町村 ⇒ 森林組合・林業者等の組織する団体等		
対象事業	1. 再生基盤の整備等 以下のメニューについて都道府県に対し一体的に支援します。 ① 高性能林業機械等の整備 ② 森林づくり活動基盤の整備（実習林等フィールド整備等） ③ 特用林産振興施設等の整備 ④ 木材加工流通施設等の整備 ⑤ 木造公共建築物等の整備 ⑥ 木質バイオマス利用促進施設の整備 ⑦ 山地防災情報の周知（山地防災情報の共有体制整備等） ⑧ 森林資源の保護（森林病虫害防除、野生鳥獣被害防除等） ⑨ 林業担い手等の育成確保 2. 市町村広域連携支援 上記1の①～⑥の事業について、県域を越えて複数の事業主体が連携して実施する取組に対して支援します。		
支援内容	定額（1／2、4／10等）		
変更のポイント	-		
支援手続スケジュール (予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 ① 地方公共団体、森林組合、林業事業体等が都道府県に事業申請 ② 都道府県が事業計画を策定し、農林水産省に申請 ③ 農林水産省が都道府県ごとに交付金額を提示 ④ 都道府県が交付金額をもとに事業実施箇所を決定し、事業実施		
備考			
連絡先	林野庁林政部経営課	TEL：03-3502-8055	
		FAX：03-3502-1649	
		URL：	

農林水産省 37

施策名	水産業強化対策事業 (強い水産業づくり交付金)		予算額(百万円)	311 の内数
			区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	なし			
概要	<p><経営構造改善目標> 効率的かつ安定的な漁業経営の育成に必要な水産業生産基盤としての共同利用施設等を整備。</p> <p><資源増養殖目標> 内水面漁業・養殖業の持続的かつ健全な発展と地域の活性化を図っていくために必要となる施設整備の取組を支援。</p>			
対象者	交付先：都道府県 事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合 等			
対象事業	<p>○経営構造改善目標 水産業のためのさまざまな共同利用施設等について、漁業収益力の強化、水産物流通機能の強化、労働環境の改善、燃油高騰対策の強化、ノリ養殖業構造調整・競争力強化のための支援</p> <p>○資源増養殖目標 資源回復支援の強化、さけ・ます資源の基盤強化、内水面資源の基盤強化、内水面漁業の近代化、既存施設の省エネ化等のための施設整備に対する支援</p>			
支援内容	支援対象：漁獲物荷さばき施設、水産物加工処理施設、小型漁船事故通報施設、燃油補給施設、大型ノリ自動乾燥機、種苗生産施設、魚道、産卵場造成、養殖施設、体験学習施設、既存施設の省エネ化 等 交付率：1/2、4/10、1/3、2/3、5.5/10以内 離島地区においては5.5/10以内 沖縄県においては2/3以内			
変更のポイント	—			
支援手続スケジュール (予定でも可)	事業実施主体が交付金の交付を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ① 事業実施主体が事業要望を都道府県に申請。 ② 都道府県が実施主体からの事業要望をとりまとめ事業計画を作成。 ③ 都道府県が事業計画を水産庁へ提出。 ④ 水産庁が事業計画を審査の上、交付金を都道府県に交付。 ⑤ 交付金の交付を受けた都道府県は事業実施主体に交付金を配分。			
備考	—			
連絡先	水産庁	TEL : 03-6744-2391、03-3502-8489		
	漁港漁場整備部 防災漁村課	FAX : 03-3581-0325、03-6744-2386		
	増殖推進部 栽培養殖課	URL : http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html		

農林水産省 38

施策名	離島漁業再生支援交付金	予算額(百万円)	1,235
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上に関する取組などの漁業の再生に取り組む漁業集落に交付金(25世帯で構成される集落の場合340万円)の交付による支援を実施。		
対象者	交付先：都道府県 ※ 都道府県より市町村を通して対象漁業集落に交付。		
対象事業	対象漁業集落が行う、以下のような漁業再生活動が対象。 ○ 漁場の生産力の向上と利用に関する話合い ○ 種苗放流、漁場の管理・改善、植樹・魚付き林の整備、海岸清掃等の漁場の生産力の向上に関する取組 ○ 新たな漁具や漁法の導入、新規漁業への着業、未利用資源の活用、高付加価値化、流通体制の改善等の集落の創意工夫を生かした取組		
支援内容	○ 一対象漁業集落(25世帯相当)当たり、340万円が基本。 ○ 事業実施期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	交付金を受ける手順は、以下のとおり。 ① 市町村が市町村離島漁業集落活動促進計画を策定。 ② 市町村が市町村離島漁業集落活動促進計画の認定申請をし、都道府県が計画を認定。 ③ 漁業集落が市町村離島漁業集落活動促進計画に即し、集落協定を策定。 ④ 漁業集落が集落協定の認定申請をし、市町村が協定を認定。 ⑤ 市町村が対象漁業集落に交付金を支給。		
備考	—		
連絡先	水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課	TEL : 03-6744-2392 FAX : 03-3581-0325 URL : http://www.ifa.maff.go.jp/i/kikaku/ritou/index.html	

農林水産省 39

施策名	産地水産業強化支援事業	予算額(百万円)	3,250
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	なし		
概要	<p><産地水産業強化支援事業> 漁村において、漁業者団体、市町村、関係者からなる協議会により「産地水産業強化計画」を策定し、所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等に資する取組や漁村共通の課題を調査・研究し、成果を全国に普及する活動について支援。</p> <p><施設整備支援事業> 上記の計画で必要となる施設の整備について支援。</p>		
対象者	<p>(1) 産地水産業強化支援事業 産地協議会（漁業者団体、市町村、関係者からなる協議会）、民間団体</p> <p>(2) 施設整備支援事業 市町村、水産業協同組合、民間団体等</p>		
対象事業	<p>(1) 漁村において、産地協議会により策定された「産地水産業強化計画」に基づいて計画的に行われる所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化、漁村の魅力向上に向けた取組や漁村共通の課題を調査・研究し、成果を全国に普及する活動について支援。</p> <p>(2) 上記の取組に必要となる共同利用施設等の整備について支援。</p>		
支援内容	<p>(1) 支援対象：本事業の推進に関する検討、新たなマーケットの開拓のための取組 等 交付率：1/2以内、定額</p> <p>(2) 支援対象：漁獲物鮮度保持施設、種苗生産施設、魚道、水産物加工処理施設、漁獲物荷さばき施設、燃油補給施設 等 交付率：1/3、4/10、1/2以内 （離島地区においては5.5/10以内、沖縄県においては2/3以内）</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>事業実施主体が交付金の交付を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>① 産地協議会等は課題提案書等を水産庁に提出（公募）。</p> <p>② 水産庁が課題提案書等を審査の上、予算の範囲内で優先順位を付けて補助金交付候補者を採択。</p> <p>③ 採択された補助金交付候補者が事業計画を申請。</p> <p>④ 水産庁が事業計画を承認し、割当内示後、交付申請に基づき補助金を交付。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>水産庁 TEL：03-6744-2391</p> <p>漁港漁場整備部 防災漁村課 FAX：03-3581-0325</p> <p>URL：http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gvozvo/bousai/shienjigyoku.html</p>		

農林水産省 40

施策名	漁業収入安定対策事業	予算額(百万円)	24,529
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業共済や漁業共済の経営安定機能に補完する形での収入安定対策を活用した対策等を実施することにより、水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者の収入の安定等を図る。</p>		
対象者	漁業経営体		
対象事業	<p>資源管理指針に基づく資源管理計画又は持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に基づく漁場改善計画に参加し、かつ、当該計画に記載された措置の履行が確認された漁業者が対象。</p>		
支援内容	<p>漁業者の資源管理の取組を強力に推進・誘導するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対して、共済掛金の一部を補填するとともに、漁業経営体が拠出した積立金と国費(1:3)による資金を造成し、漁業経営体の収入が減少した場合に漁業共済(収入の原則8割まで)に上乗せして補填する(収入の原則9割まで)。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。 ①漁業者は国又は都道府県が提示する資源管理指針に沿って資源管理計画を作成し国又は都道府県に提出。 ②国又は都道府県は漁業者から提出された資源管理計画を確認。 ③漁業者は漁業共済団体と共済契約及び積立契約を締結するとともに、当該契約に係る共済掛金及び積立金を支出。 ④漁業者は当該資源管理計画に沿って資源管理を実行。 ⑤国又は都道府県に設置される資源管理協議会は、当該資源管理の取組みについて履行確認を実施。 ⑥漁業者の収入が減少した場合、漁業共済団体は当該漁業者に対し共済契約に係る共済金及び積立契約に係る補填金の支払いを実施。</p>		
備考	—		
連絡先	水産庁 漁政部漁業保険管理官	TEL 03-6744-2356 FA 03-3502-0827 URL http://www.ifa.maff.go.jp/j/kikaku/syotoku_hosyo/index.html	

農林水産省 4 1

施策名	廃船FRP漁船の魚礁等への活用実証事業	予算額(百万円)	43
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	<p>循環型社会の形成の観点からの魚礁資材の多様化が求められている中、離島等の漁業地域において、廃船となった繊維強化プラスチック（FRP）製の漁船（以下、FRP廃船という。）の魚礁等への適切な有効活用が注目を浴びている。しかしながら、FRP廃船の魚礁への有効活用については、その有効性、経済性、耐久性、環境への影響やその確保手法等が確認されていない。</p> <p>本事業では、実証試験を通してこれらの点について検証し、FRP廃船を適切に魚礁に活用するための指針を作成する。</p>		
対象者	<p>本事業は、FRP廃船を適切に魚礁に活用するための指針を作成し、都道府県、市町村等の漁場整備の事業主体に公表するものである。</p>		
対象事業	<p>事業内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5トン未満の廃船FRP漁船を使用した魚礁の製作・沈設 ○魚礁としての定量的効果と安定性の調査（モニタリング、分析） ○魚礁製作から設置までの一般魚礁とのコスト比較検討 ○効率的な製作手法の検討 ○調査結果の総分析・FRP廃船の魚礁への活用指針の作成 		
支援内容	<p>○本事業は、FRP廃船を適切に魚礁に活用するための指針を作成し、都道府県、市町村等の漁場整備の事業主体に公表するものである。</p>		
変更のポイント	<p>平成23年度に沈設した60トン型のFRP漁船魚礁に加え、今後増加が見込まれる5トン未満の廃船FRP漁船を使用した魚礁の製作・沈設</p>		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>平成23年度～25年度に魚礁としての定量的効果と安定性の調査、魚礁製作から設置までの一般魚礁とのコスト比較検討、効率的な製作手法の検討を行い、平成25年度に指針を作成し、公表する予定。</p>		
備考	—		
連絡先	水産庁 漁港漁場整備部計画課	TEL 03-3501-3082 FA) 03-3581-0326 URL http://www.ifa.maff.go.jp/	

農林水産省 4 2

施 策 名	新規就業者総合支援事業	予算額(百万円)	832
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等			
概 要	<p>漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたって漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要である。</p> <p>そのため、希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等、求職者の段階に応じた支援を行うことで、漁業への就業と定着を図り、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成する。</p>		
対 象 者	新規就業者に対する就業支援を行う民間団体等		
対象事業	<p>民間団体が実施する以下の事業を支援。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 青年就業給付金事業 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金を給付する事業 2. 新規漁業就業者確保事業 (1) 漁業の就業情報の提供、漁業の就業準備講習会や就業相談会の開催する事業 (2) 漁家子弟を含む新規就業希望者の漁業現場での実地による長期研修（最長3年間）を支援する事業 (3) 漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、漁船操業の安全等の知識の習得を支援する事業 		
支援内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 青年就業給付金事業では年間150万円(最長2年間)の資金を給付。 2. 新規漁業就業者確保事業では、現地での長期研修に対する講師謝金として、雇用型では月最大14.1万円(最長1年間)、独立型では月最大28.2万円(最長3年間)、遠洋沖合船での幹部養成型では月最大18.8万円(最長2年間)を支援。 		
変更のポイント	<p>漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金を給付。</p> <p>漁家子弟を含む新規就業希望者の漁業現場での実地による最長3年間の長期研修を支援。</p> <p>経理・税務、流通・加工、漁船操業の安全等の知識の習得について支援。</p>		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 青年就業給付金事業については、漁業学校等において研修を受ける者から事業実施主体へ申請を行う(予定)。なお、漁業学校等とは、就業に向けて必要な技術等を取得できる研修機関であると都道府県が認めた漁業学校又は漁業学校に準ずる機関。 2. 新規漁業就業者確保事業については、都市部や地方の漁業就業相談会等において面談(マッチング)を行い、研修生の受け入れが確認出来た後、事業実施機関より事業実施主体である一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターへ申請を行う。 		
備 考	—		
連絡先	水産庁 企画課	TEL : 03-6744-2340 FAX : 03-3501-5097 URL : http://www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/suisan_ka.html#2	

農林水産省 4 3

施策名	漁港のエコ化推進事業	予算額(百万円)	50
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>漁港のエコ化を推進するため、漁港に立地する水産関係施設や既存の風力発電施設及び太陽光発電施設等を対象とした現地調査等を通じて、発電施設の漁港への設置に伴う塩害・鳥害対策、漁港内での発電と電力消費の効果的な組合せの検討手法、再生可能エネルギー導入の採算性検討手法等について解明する。</p> <p>本事業では、フィージビリティスタディーを通してこれらの点についてシミュレーションし、漁港のエコ化を全国の漁港に展開するための指針を作成する。</p>		
対象者	<p>本事業は、漁港のエコ化を全国の漁港に展開するための指針を作成し、都道府県、市町村等の漁港管理者及び漁業関係者に公表するものである。</p>		
対象事業	<p>事業内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漁港に立地する水産関係施設や既存の風力発電施設等を対象とした現地調査 ○発電施設の漁港への設置に伴う塩害・鳥害対策調査 ○漁港内での発電と電力消費の効果的な組合せの検討調査 ○再生可能エネルギー導入の採算性検討調査 ○調査結果の総分析・漁港のエコ化推進のための指針の作成 		
支援内容	<p>○本事業は、漁港のエコ化を全国の漁港に展開するための指針を作成し、都道府県、市町村等の漁港管理者及び漁業関係者に公表するものである。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>平成24年度～25年度に既存の風力等発電施設を活用したフィージビリティスタディーを実施し、漁港のエコ化推進に関する検討を行い、平成25年度に指針を作成し、公表する予定。</p>		
備考	—		
連絡先	水産庁 漁港漁場整備部計画課	03-3501-3082 03-3581-0326 http://www.ifa.maff.go.jp/	